

# 19

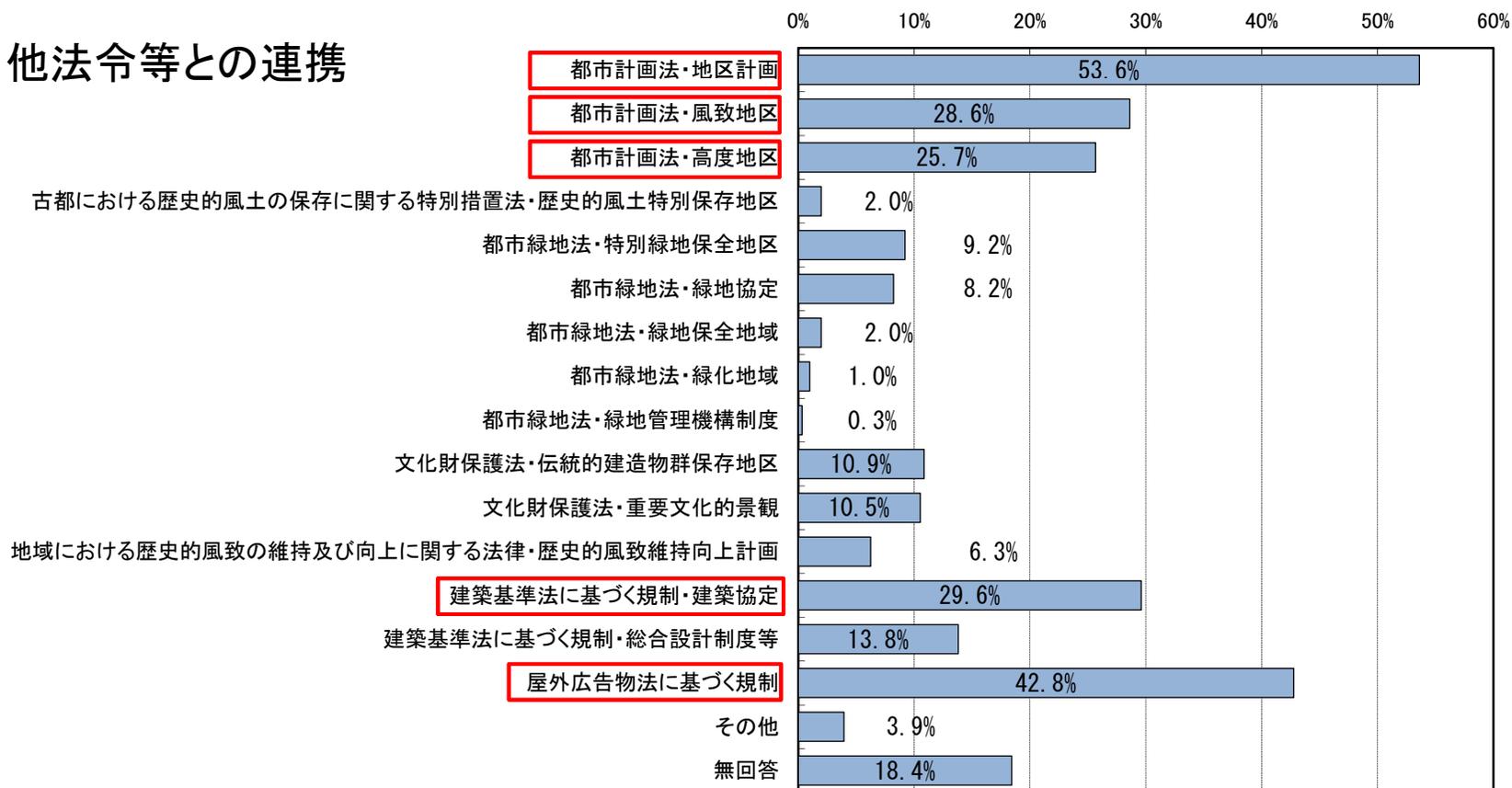
## 他法令等との連携

- 他法令等との連携 .....19-01
- 他法令等との連携：地区計画形態意匠条例の活用(小田原市) .....19-02
- 他法令等との連携：高度地区の活用(横須賀市) .....19-03

# 他法令等との連携

良好な景観の形成のためには、他法令との連携が不可欠です。  
 景観計画策定済み(H23年9月時点)の景観行政団体の半数以上で、地区計画が活用されています。その他、屋外広告物法に基づく規制や建築基準法に基づく規制・建築協定、都市計画法の風致地区や高度地区も比較的多く活用されています。

## 他法令等との連携



対象:平成23年9月1日時点で景観計画策定済みの304の団体  
 資料:景観形成の取組に関する調査(平成23年9月1日時点)

# 他法令等との連携：地区計画形態意匠条例の活用(小田原市)

小田原市の城山三丁目地区では、既存の地区計画について、地区計画等形態意匠条例を定めることにより、景観地区と同様に、形態意匠の制限について、市町村長の認定の対象とすることができる制度を活用して、良好な住宅地景観の保全に取り組んでいます。

## 城山三丁目地区地区計画.

- 都市計画決定告示日：平成19年2月1日
- 面積：約2.3ha
- 条例名称：小田原市地区計画形態意匠条例



### ○形態意匠の制限(抜粋)

- 1 境界線からの水平距離が1m以内の区域における擁壁は間知石積等とし、その勾配は75度以下とする。ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。(略)
- 2 建築物の屋根(ひさしを含む。)及び外壁等(屋根以外の部分)並びに工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、自然素材の材料等によって仕上げられる部分の色彩については、この限りでない。

#### (1)建築物の屋根の色彩

使用する色相	明度	彩度
0. 1YR~5Y	5以下	4以下
上記以外の色相	5以下	0. 5以下

#### (2)建築物の外壁等及び工作物の色相

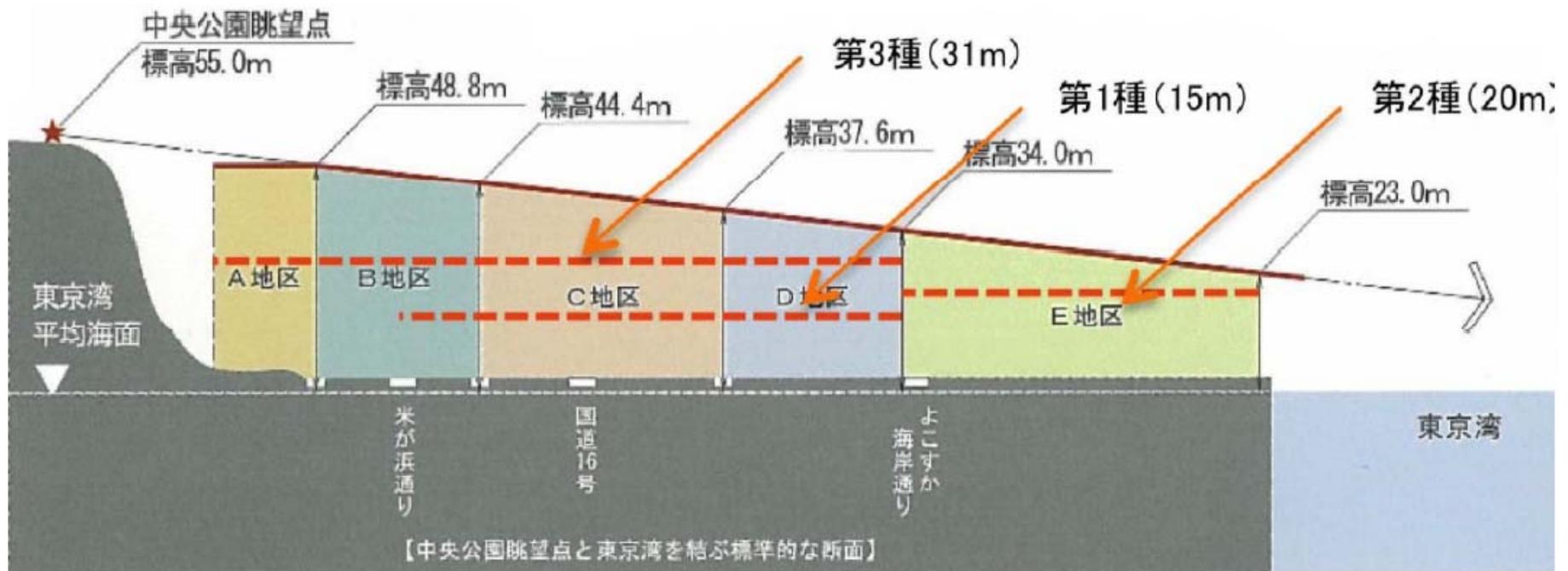
使用する色相	明度	彩度
0. 1YR~5Y	8. 5以上の場合	4以下
	8. 5未満の場合	4以下
上記以外の色相	全域	00. 5以下

# 他法令等との連携：高度地区の活用(横須賀市)

横須賀市の「中央公園眺望点」では、展望台を眺望基準点とし、ランドマークである猿島を中心に東京湾の海面の眺望を保全する三角形の面を設定し、その面の高さを超えない高さの最高限度を5段階で定めています。

景観計画における建築物の高さの最高限度は変更命令の対象になりませんが、運用において高度地区と連携し高度地区の高さ制限の緩和の際の最高限度として担保力を持たせています。

高度地区の高さと中央公園眺望点における高さ制限



# 20

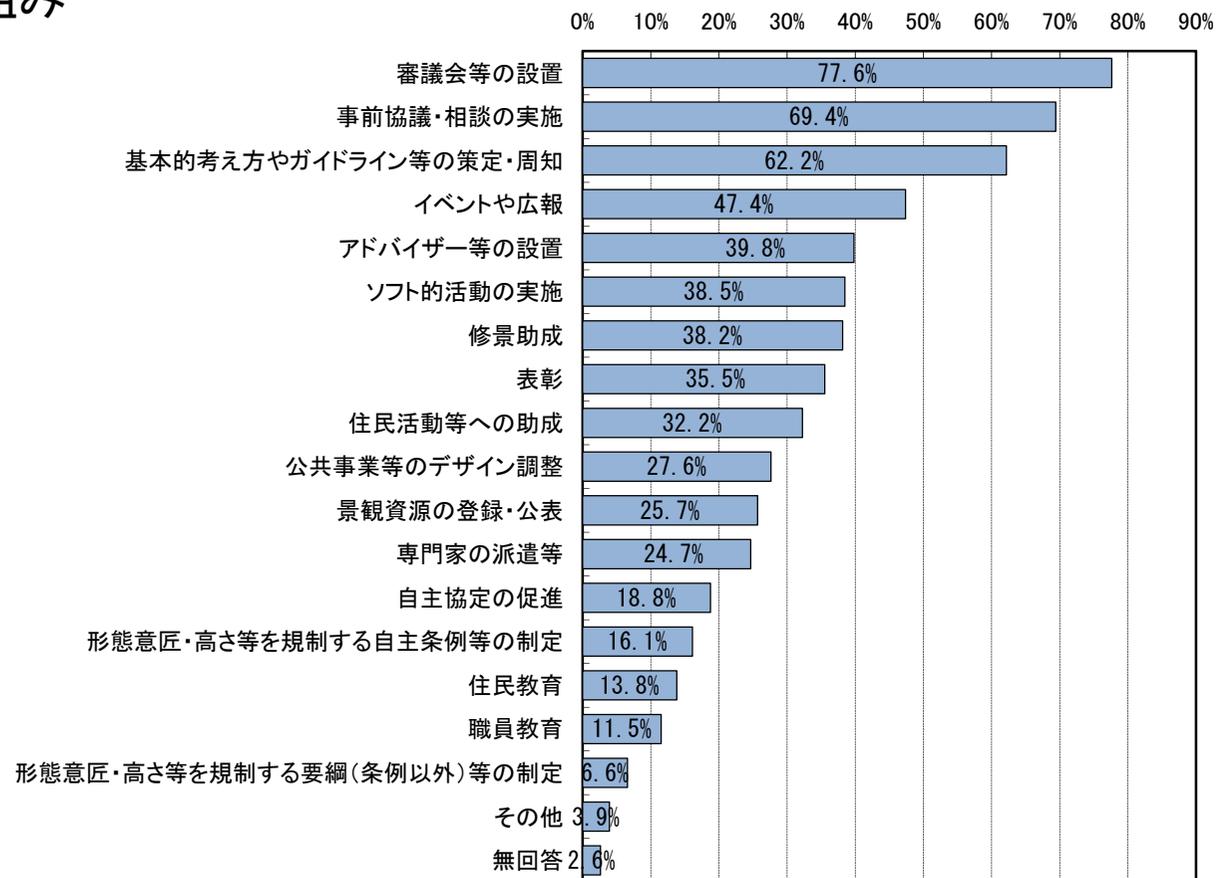
## 自主条例の活用

- 自主条例による取組み ..... 20-01
- 自主条例による取組み：歴史的まちなみと調和した修景事業への支援 ..... 20-02
- 自主条例による取組み：一般の市街地における景観整備事業を支援 ..... 20-03
- 自主条例による取組み：住民による景観資源の保護・活用をうながす仕組み ..... 20-04
- 自主条例による取組み：身近な景観形成の取組みを促すハードルの低い協定 ..... 20-05

# 自主条例による取組み

自主条例による取組みとして多いのは、審議会等の設置と、事前協議・相談の実施、基本的考え方やガイドライン等の策定・周知です。次いで、イベントや広報や、アドバイザー等の設置、ソフト的活動の実施、修景助成、表彰、住民活動等への助成などがあります。

## 自主条例による取組み

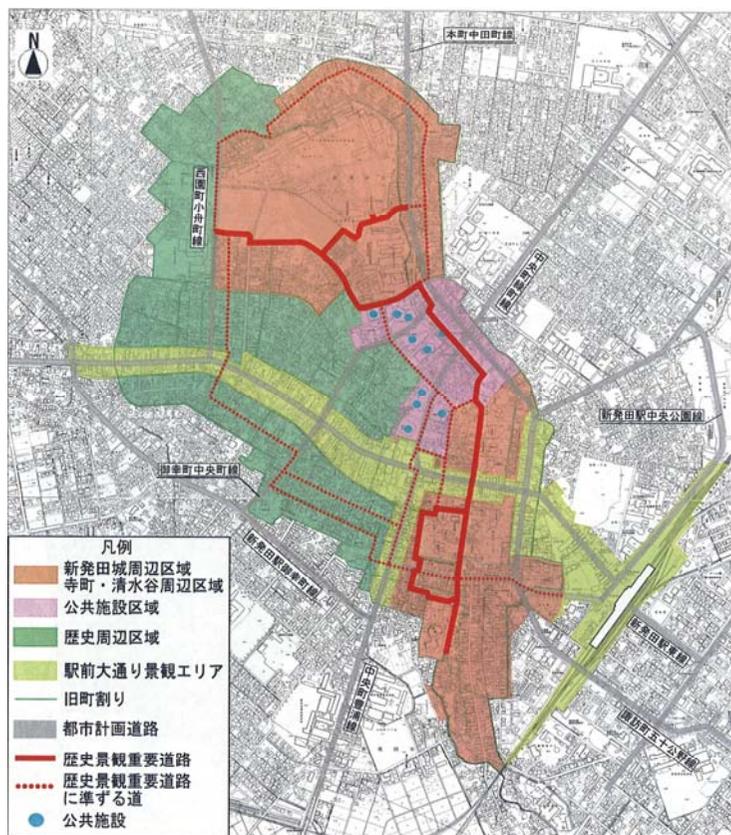


対象：平成23年9月1日時点で景観計画策定済みの304の団体  
資料：景観形成の取組に関する調査(平成23年9月1日時点)

# 自主条例による取組み：歴史的まちなみと調和した修景事業への支援

## 景観形成支援補助金制度：新発田市

新発田市では、歴史景観重要道路沿いの敷地を対象に、建築物の新築等の際の外壁又は屋根、垣・塀・門の設置、建築設備の遮へいなどに対して、補助金を出す制度を設けています。



歴史景観エリアと駅前大通り景観エリア



修景前



修景後

景観形成支援補助金の適用事例  
(補助率1/4～1/3以内、補助限度額10～30万円)

# 自主条例による取組み：一般の市街地における景観整備事業を支援

## 都市景観形成地区等街なみ誘導助成制度：川崎市

川崎市では、公開空地の整備や既存構造物の撤去、移設、又は広告物、壁面等の改修及び街なみと一体的に保存すべき建造物の補修などを行った場合に費用の一部の助成を行う制度を設けています。

1

### 公開空地整備助成

#### 舗装工事費（修繕を含む。）

外壁後退部分を景観に配慮した舗装\*1とする費用に対し、助成を行います。

助成対象：景観形成基準に定められた後退範囲における舗装工事費

助成率：1/2以下

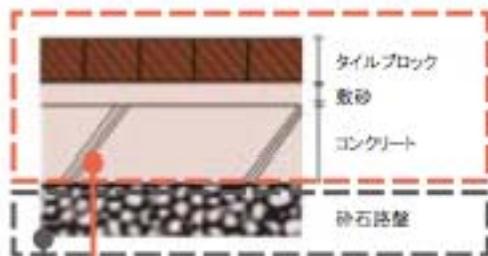
#### 既存構造物の撤去若しくは移設工事費

（建築物の建替えに伴うものは除く。）

助成対象：既存構造物の撤去若しくは移設に伴う工事費

助成率：9/10以下

### 公開空地整備助成における 舗装工事の助成対象範囲



【標準的な舗装断面】

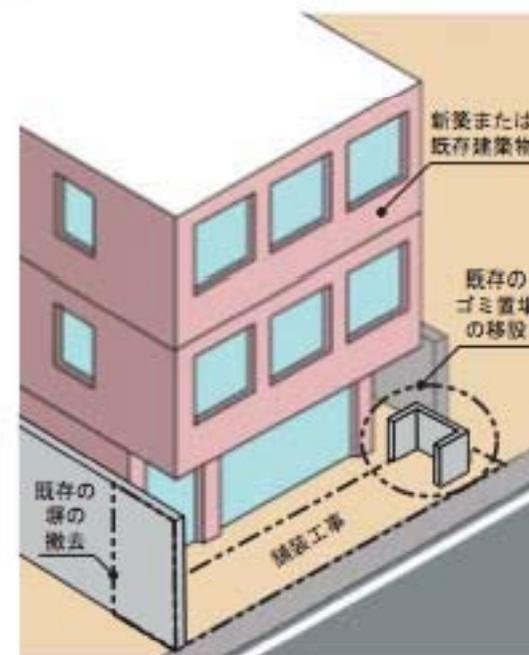
助成対象

景観に配慮した仕上げ部分が対象となります。

助成対象外

路盤部分は助成の対象ではありません。

### 公開空地整備助成イメージ



# 自主条例による取組み：住民による景観資源の保護・活用をうながす仕組み

## 地域風景資産：世田谷区

世田谷区では、身近にある守り、育てたい風景を区が募集し、推薦した区民が風景づくり活動へとつながっていくように選定する仕組みを設けています。

選定の基準は(1)風景としての資産の価値があること、(2)地域の共感・共有があること、(3)風景づくりにつながるアイデアがあること、(4)コミュニティづくりにつながる可能性があることです。

現在、66件の風景が選定され、その多くで区民による風景づくり活動が行われています。



世田谷区地域風景資産と活動の例

## 遠野遺産：遠野市

これまで遠野の人々が大切にしてきた「たからもの」を「遠野遺産」として認定し、市民と行政とが協力して保護・活用し、次世代の子供たちに伝えていく仕組みです。

推薦条件は、遺産候補が(1)遠野の魅力をあらわしているものであること、(2)遠野遺産認定後も、市民の手で保護・活用されていくものであることです。応募資格は、推薦者が遺産候補を保護・活用する団体であることです。



79 見ざる・言わざる・聞かざるの石碑群と早池城古道

遠野遺産の例

# 自主条例による取組み：身近な景観形成の取組みを促すハードルの低い協定

## 庭先協定：秦野市

秦野市では、協定を結ぶことにより、1軒1軒の取組みを3軒以上の取組みとすることで、連続した通りの景観づくりに発展させていくことを目的とした制度を設けています。花、樹木、看板等を設置する費用の一部を市が補助します。

### 庭先協定の認定要件

1)隣接し、又は向かい合う3軒以上の家屋等で庭先協定の区域が公道に面していること。2)庭先協定の適正な実施運営が期待できるものであることなどです。



秦野市庭先協定の例

## 三軒協定：戸田市

戸田市では、コミュニティによる景観形成を目指し、またガーデンシティの実現のために1軒だけの単体だけではなく、**3軒以上の連続した方々が花(ガーデニング)、緑、外構等の景観に配慮していただいた場合、その地区を認定**することが出来る仕組みを設けています。

認定を受けた三軒協定に対しては補助金制度があります。



戸田市三軒協定の例

# 21

## 都道府県の役割

- 都道府県の役割: 基本的な取組み ……21-01
- 景観計画は策定せず市町村の取組みを支援(神奈川県) ……21-02
- 機運の醸成から地区指定まで広域景観に力点(北海道) ……21-03
- 県の働きかけによる広域的サイン再整備の取組み(福島県) ……21-04
- 市町村による景観計画策定支援と広域景観づくり(京都府) ……21-05
- 景観テーマ協定から広域景観計画へ(福岡県) ……21-06
- 広域的な事業者との連携(滋賀県)/  
県主導で主要幹線道路の屋外広告物の規制誘導(奈良県) ……21-07

# 都道府県の役割: 基本的な取組み

都道府県の役割としては、広域景観、市町村支援などがありますが、具体的な取組みは地域性を考慮し様々です。

## 市町村の境界を越える広域景観づくりに対する取組み

- ① 都道府県自ら広域計画を策定し、順次、市町村の景観計画に反映
- ② 独自条例に基づく広域景観の関する基本方針を示し、市町村の計画策定の基礎に
- ③ 広域景観について関係市町村が検討する場(協議会)を設置し支援
- ③ 広域景観課題に対して都道府県が先導的に取り組む

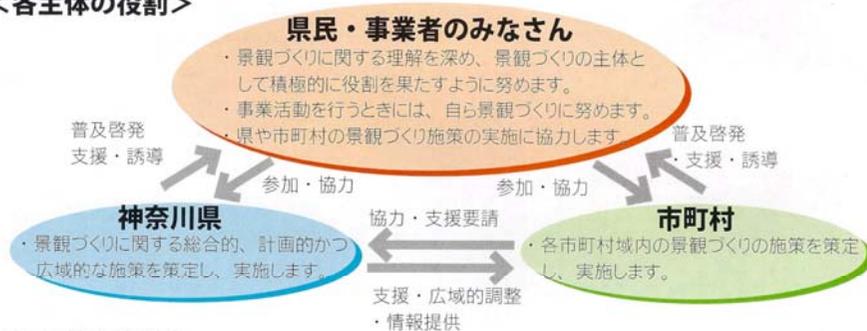
## 市町村の意識啓発や計画策定支援の取組み

- ① 市町村が計画策定で参照できる都道府県全域の景観の方針を策定
- ② 市町村向けの計画策定マニュアルの作成
- ③ 先進事例の紹介やセミナーの開催等による情報提供
- ④ 専門家の派遣

# 景観計画は策定せず市町村の取組みを支援(神奈川県)

神奈川県は、自ら景観計画を策定せず、「神奈川県景観条例」に基づく「神奈川県景観づくり基本方針」で、市町村の景観形成の目標設定や、県による広域景観づくりの際の基本となる「景観のグランドデザイン」を設定しています。

## <各主体の役割>



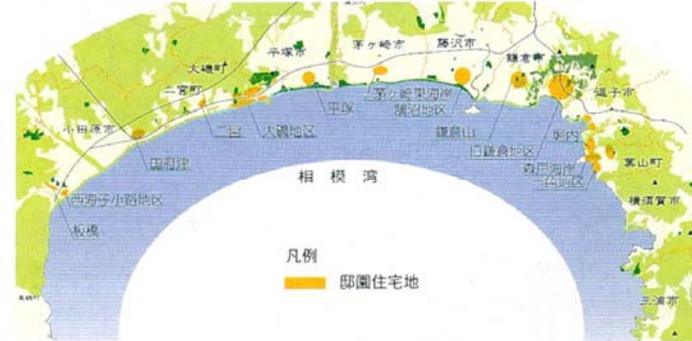
## <県の主な取組み>

- 「神奈川県景観づくり基本方針」の策定
  - 景観づくりに関する施策の総合的、計画的かつ広域的な推進を図っていくために、「神奈川県景観づくり基本方針」を定めました。
- 推進体制の整備
  - 県民・事業者のみなさんや市町村と連携・協働して、景観づくりを進めるための体制を整備します。
- 景観づくりへの支援など
  - 市町村の役割の重要性を考え、必要な支援を行い、または、広域的な見地からの調整に努めます。
  - 県民のみなさんの活動の参加を促進するため、情報提供などに努めます。
  - 景観づくりに特に功績があったものの表彰に努めます。
- 景観づくりに配慮した公共事業の実施
  - 「神奈川県景観づくり基本方針」に基づき、景観づくりに配慮した公共事業を実施します。



基礎自治体が5年以内に景観行政団体になるよう支援。景観課題を有するところへの専門家派遣や制度活用環境整備な専門家を派遣など黒子に徹しています。

相模湾沿岸地域の邸園住宅地の分布



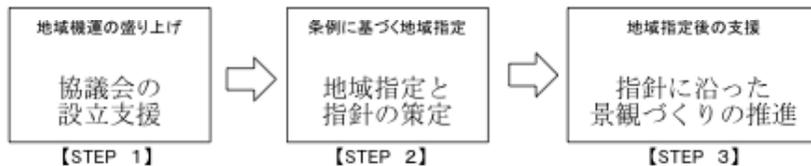
広域に点在する邸園の魅力を保全活用する取組みなど、広域的課題には積極的に機運づくりを働きかけています。

まち歩きの様子 (大磯町・鴨立庵)

# 機運の醸成から地区指定まで広域景観に力点（北海道）

市町村境界を越えて連続する自然、田園が北海道の景観の魅力との認識で北海道が、広域景観づくりの協議会の設立を支援し、地域指定と指針の策定をうながし、その後の指針に沿った景観づくりの推進を支援しています。

## 広域景観づくりにおける北海道の役割



羊蹄山麓の広域景観づくりにおいては、後志支庁が中心となって羊蹄山麓地域7町村の連携を進め3年度で地域指定を実現。その後の景観法検討部会の勉強会を通じ2町が景観地区を指定しています。

## 地域指定後の取組から景観地区指定へ



【広告ガイドライン策定のWS】

- 「景観法検討部会」
  - ・地域内の届出対象規模について検討  
→普通地域より対象規模の範囲を拡大して指定
  - ・景観地区についての勉強会  
→倶知安町、ニセコ町にて景観地区の指定
- 「案内標識検討部会」
  - ・後志景観広告ガイドラインの策定 など

## 羊蹄山麓広域景観づくり地域の指定



# 県の働きかけによる広域的サイン再整備の取組み(福島県)

福島県の呼びかけで、磐梯山・猪苗代湖周辺地域の6市町村長による広域サイン計画策定推進協議会が設立されました。計画策定後も関係町村、観光協会などによる推進連絡会や推進協議会を設立し不適格サインの撤去と新たなサイン整備を推進しています。

## 取組みの経緯

磐梯山・猪苗代湖周辺地域を  
景観条例の景観形成重点地域に指定(H12.3)

磐梯高原広域サイン計画策定

推進協議会及び同委員会の設立(H15.4)

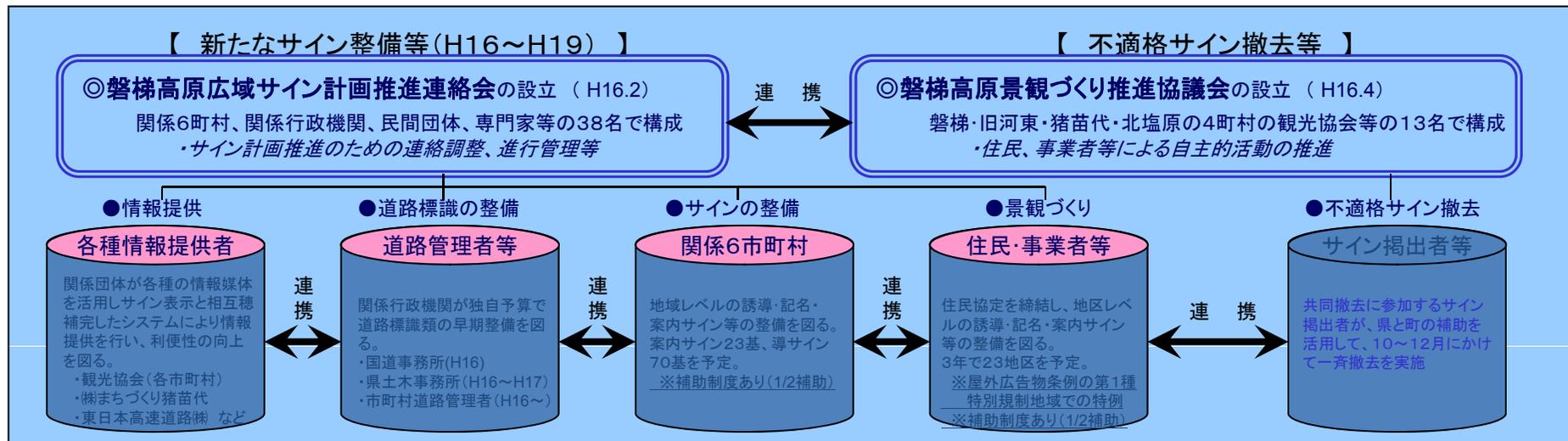
協議会:会津若松、郡山、北塩原、磐梯、旧河東、猪苗代の6市町村長で構成  
委員会:関係行政機関・民間団体・専門家等の38名で構成

同地域を屋外広告物条例の第1種特別規制地域に指定(H14.3)  
・不適格(野立て)サイン撤去の義務付け(H17.3まで) ※3年間の猶予

「磐梯高原広域サイン計画」の策定(H15.11)

・地域の自然環境に配慮した誘導サイン・記名サイン・案内サインの整備  
・誰にでも分かりやすい統一的・階層的な誘導・案内の方法・体制の推進  
・各種情報媒体(テレビ・雑誌・インターネットなど)と連携した情報提供

## 磐梯高原広域サイン計画推進事業



# 市町村による景観計画策定支援と広域景観づくり(京都府)

京都府は、景観法を活用した実効性ある規制誘導と、法律を補完する条例による府民・市町村への支援や啓発施策等を両輪とした景観行政を推進しています。  
広域景観づくりにおいては、市町村との協働による検討を重視しています。

## ○良好な景観形成推進の礎づくり・人づくり

- ・ 景観形成基本方針の策定(景観形成の施策目標、施策体系等を提示)
- ・ 公共事業景観形成指針の策定(府の公共事業における景観への配慮指針)
- ・ 研修会の実施、景観学習支援、表彰等の普及啓発施策の実施

## ○景観計画策定に繋がる活動支援

- ・ 景観資産登録(建造物、樹木、まちなみ、眺望などの景観資産の登録)
- ・ 景観府民協定(府民主体のきめ細やかなルールづくり支援、承継効あり)

## ○景観計画策定に繋がる活動支援

- ・ 景観計画策定方針の明示(広域的景観資源を含む地域等において必要な場合に景観計画策定)
- ・ 市町村への支援(市町村が景観行政団体として施策を実施することとなるよう支援)

## ○天橋立周辺景観形成推進モデル事業

- ・ 広域的及び特徴的景観を有する天橋立周辺地域をモデル地域として位置づけ、景観形成の取組みのための検討会を設置しています。
- ・ 府が眺望景観、沿道景観等の広域景観を対象とした景観計画を策定し、今後、市町において地区ごとのルール検討していく予定です。



天橋立

# 景観テーマ協定から広域景観計画へ(福岡県)

福岡県では、矢部川流域の広域景観づくりに際して、関係市町村と筑後景観憲章に基づく「矢部川流域景観テーマ協定」を結ぶところからスタートし、ゆるやかな協定による景観課題の共有から段階的に景観法に移行しました。



矢部川流域の景観

景観計画は広域景観づくりを推進するマスタープランとして機能するのと同時に、流域市町村が景観計画を策定する際の基礎となるものとして位置づけています。



## 広域的な事業者との連携（滋賀県）

滋賀県と関西電力が景観計画の遵守を前提に協定を締結し、県と関西電力の事前協議で、県境を越える際の他の景観行政団体（市町村）における30日ルールの除外、手続きの簡略化を実現すると同時に、関西電力も社内ルールの策定等により、良好な景観の形成に取り組んでいます。

## 県主導で主要幹線道路の屋外広告物の規制誘導（奈良県）

奈良県は、県内の主要幹線道路において、特に看板や広告物が集中する交差点周辺（30m）を、景観形成にとって重要な地区として重点区域として指定しています（県内約100カ所）。

雑然とした市街地景観を良くすることを主眼に、県が主導となって屋外広告物の規制誘導を行うことで、県内の景観への取組みのギャップを埋めることも考慮しています。



# 22

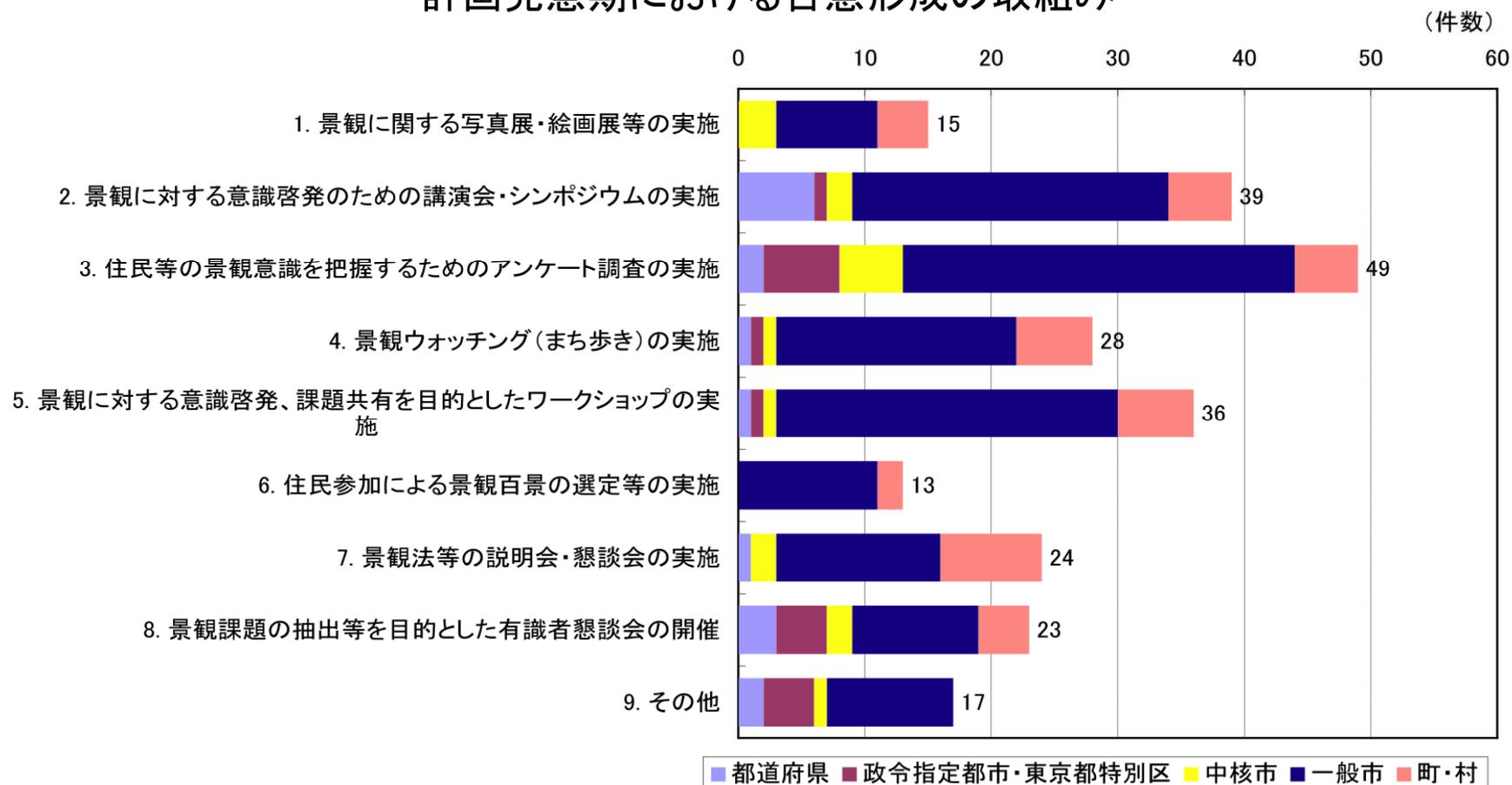
## 計画の合意形成

- 計画発意期における合意形成の取組み .....22-01
- 計画発意期における取組みの成果 .....22-02
- 計画検討期における合意形成の取組み .....22-03
- 計画検討期における取組みの成果 .....22-04
- 計画決定期における合意形成の取組み .....22-05
- 計画決定期における取組みの成果 .....22-06
- 取組み事例：市民アンケート、市民会議、ワークショップ等の多様な場づくり(松本市) .....22-07
- 取組み事例：中学生から大人を対象とした景観意識の再構築(神奈川県真鶴町) .....22-08
- 取組み事例：住民の視点で景観計画を考えるプロセスの重視(近江八幡市) .....22-09
- 取組み事例：景観保全と農業基盤の整備を両輪とした合意形成(一関市) .....22-10
- 取組み事例：住民参加で景観計画の素案の検討(新発田市) .....22-11
- 取組み事例：コンピュータグラフィックスを活用した形態のシミュレーション(松江市) .....22-12
- 取組み事例：現場での高さのシミュレーション(小樽市日銀行舎跡地まちづくり協議会) .....22-13

# 計画発意期における合意形成の取組み

計画発意期の取組みとしては、住民意識把握のためのアンケートや意識啓発のためのシンポジウム等の開催、課題共有を目的としたワークショップなどが見られます。

## 計画発意期における合意形成の取組み



「景観法の効果的活用を通じた良好な景観形成の推進に関する検討調査報告書(H21.3)」より  
対象:平成20年8月1日現在の123景観行政団体

# 計画発意期における取組みの成果

「アンケート調査の実施」では、保全すべき景観資源や景観阻害要因の抽出をはじめ、良好な景観の形成のために制限をもうける必要性などの意向を聞くことで、行政と住民の認識の差を把握する事ができたとの指摘がありました。

「シンポジウム等の実施」では、住民の意識啓発のみならず、行政の学習の機会としても意義があったとの指摘がありました。また、景観学習会を通じて計画検討に意欲のある住民との出会いが得られたとの指摘もありました。

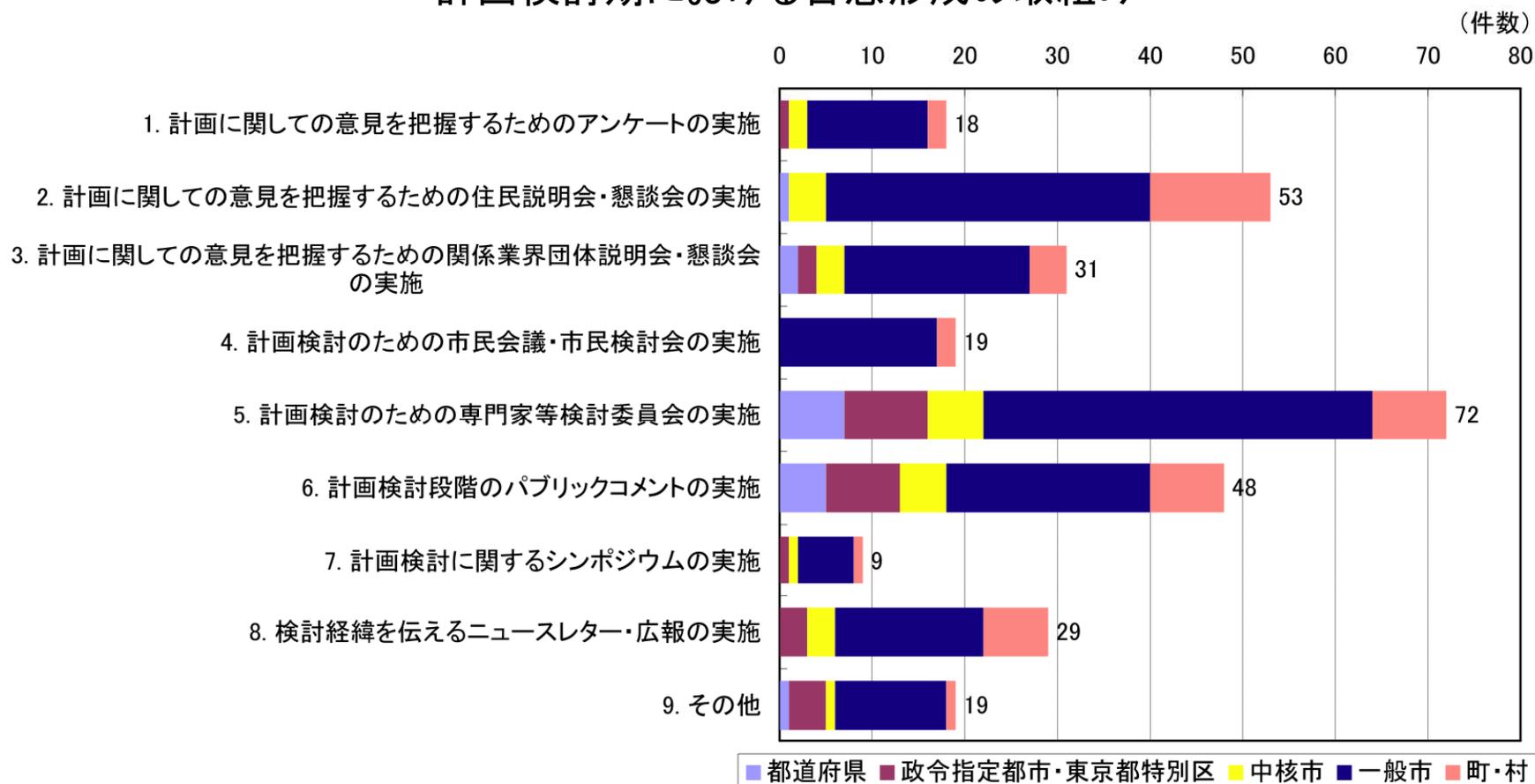
「ワークショップや景観ウォッチング」では、重点地区におけるきめ細かな景観資源の発掘や、現状と課題の正しい理解に有効だった他、住民の人材育成の面でも効果があったとの指摘がありました。

景観ウォッチングや、景観ワークショップの実施に際しては、両方を組み合わせて行うことで効果があったとの指摘がありました。特に、良好な景観の形成に関しての議論の前に現地を見て確認する一連のプロセスが重要であるとのことです。また、ワークショップでは、参加者の年齢や男女の比率などに偏りが生じないようにしたり、毎回参加できない人もいるので「お便り」の発行などの配慮が必要だとの指摘もありました。

# 計画検討期における合意形成の取組み

計画検討期の取組みとしては、専門家等による検討委員会の開催が最も多く、次いで、意見把握のための住民や関係業界団体への説明会や懇談会の実施、パブリックコメントの実施が多く見られます。

## 計画検討期における合意形成の取組み



「景観法の効果的活用を通じた良好な景観形成の推進に関する検討調査報告書(H21.3)」より  
平成20年8月1日現在の123景観行政団体を対象

# 計画検討期における取組みの成果

「**専門家等検討委員会の実施**」では、専門的見地からの意見が得られた他、建築、不動産、屋外広告物等の景観形成に深く関わりをもつ団体の関係者からの意見を踏まえた景観計画を策定する事ができたとの指摘がありました。

「**住民説明会・懇談会の実施**」では、きめ細かく住民の意見を把握することによって、その後の合意形成が円滑に進んだとの指摘がありました。

「**関係業界団体説明会・懇談会の実施**」では、計画への意見反映だけではなく、商店街等の景観規制への不安感を払拭する機会となったとの指摘がありました。

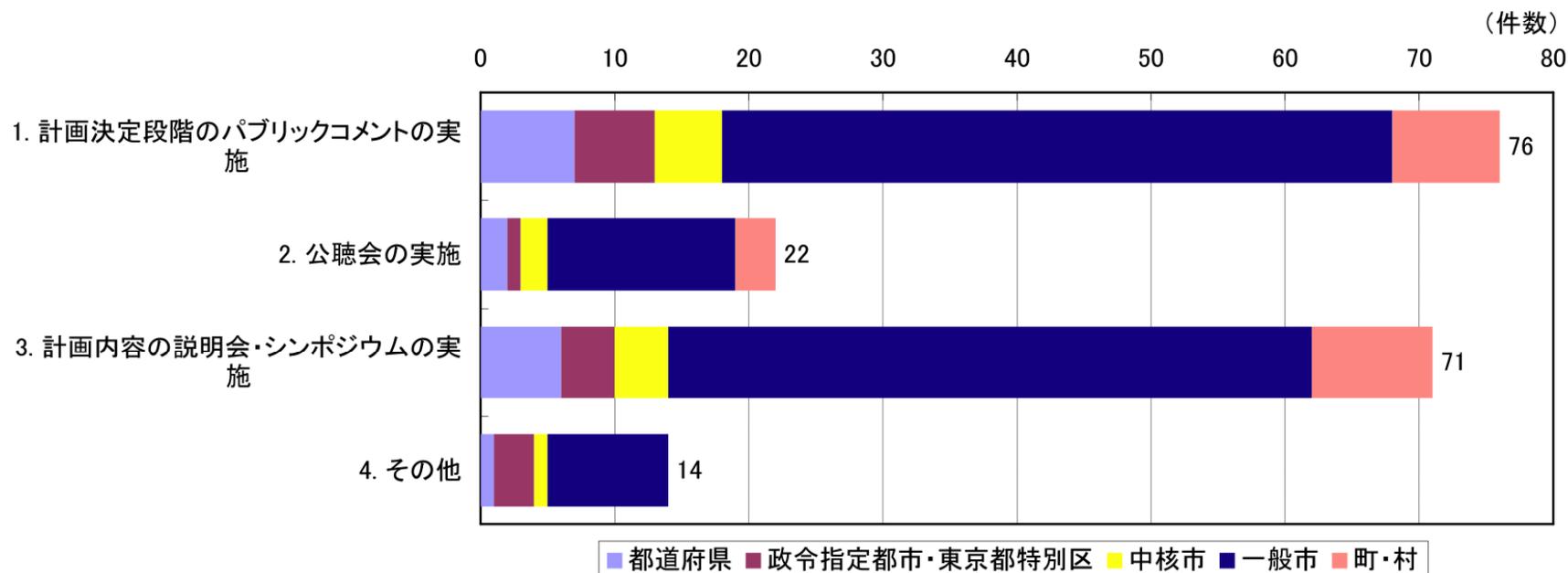
住民説明会の実施に際しては、先行類似事例として紹介した他、**地元説明会で出された質問や意見をもとに「Q&A」を作成**し理解を求めたのが効果的であったとの指摘がありました。また、計画の中で、将来どう展開していくか具体的な事業を見据えた議論が重要との指摘や、機会ある毎に地元で顔を合わせることの積み重ねが重要であるとの指摘もありました。

短期間で景観計画を策定しなければならないこともあり、ある程度の景観計画案を行政主体で作成してしまったが、結果的に、素案を基に住民に意見を依頼する方が効率的であったとの指摘もありました。

# 計画決定期における合意形成の取組み

計画決定期の取組みとしては、パブリックコメントの実施の他、計画内容の説明会・シンポジウムの実施が多く見られます。

## 計画決定期における合意形成の取組み



「景観法の効果的活用を通じた良好な景観形成の推進に関する検討調査報告書(H21.3)」より  
平成20年8月1日現在の123景観行政団体を対象

# 計画決定期における取組みの成果

「**パブリックコメントの実施**」では、コメントが一件も無かったところもあり、効果が薄いとの指摘もありましたが、概ねは広く意見を募る事ができ、それをもとに案のきめ細かな修正ができたとしています。

「**説明会・シンポジウムの実施**」では、市内全戸回覧により、十数カ所で説明会を実施したことによって、その後の届出が円滑に進んだとの指摘もありました。

景観に関する届出制度の運用は初めてだったことから、建築士会、建設業組合、建築業組会、宅建協会等に働きかけ、事業者への届出制度の説明会を実施し、届出の手続きや、届出に際し迷いそうな事例についての解説を行ったところもあります。

## 取り組み事例：市民アンケート、市民会議、ワークショップ等の多様な場づくり(松本市)

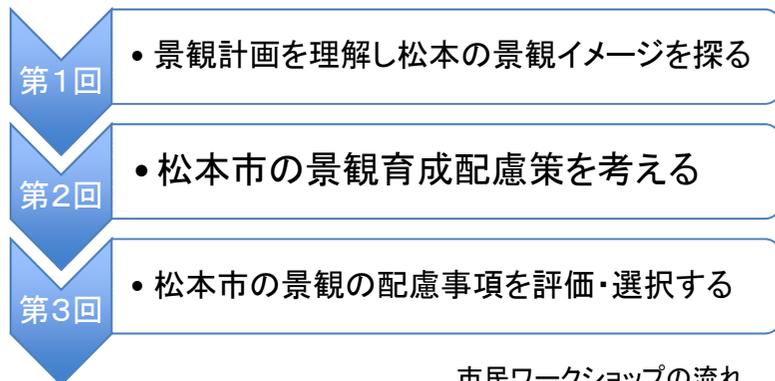
松本市では、市内在住者の3%、約5千人を対象とした景観に関する市民アンケート、市民意見の把握のための市民会議の設置、景観計画のあり方を考える市民ワークショップなど、様々な参加の場を設けました。

市内在住者の3%、約5千人を対象とした景観に関する市民アンケート(回収率32.7%)では、眺望点や景観の改善点について、地図上に記入してもらいました。

原案の検討に際しては、市民意見の把握のための市民会議(有識者、関係機関、市民代表)も設けました。また、どのような景観計画したら良いかをテーマに、市民ワークショップ(公募で30人程度)を3回実施しました。ワークショップと市民会議を交互に開き、市民会議で素案をまとめていきました。地元ケーブルTVで54回の特集を組んでくれたこともあり、パブコメの数もこれまでの最高となるなど高い関心を持ってもらえました。



市民ワークショップ



市民ワークショップの流れ

「景観法の効果的活用を通じた良好な景観形成の推進に関する検討調査報告書(H21.3)」景観行政団体ヒアリングより

## 取組み事例：中学生から大人を対象とした景観意識の再構築（神奈川県真鶴町）

神奈川県真鶴町では、「真鶴町まちづくり条例」が施行されて10年が経過し、条例に対する住民意識が希薄化する傾向が表れたことから、住民意識の喚起を目的とした景観計画の策定プロセスをとりました。

広く町民が神奈川県真鶴町の美しい景観について理解を深め、景観計画の策定に関心をもってもらうために「美の町真鶴まちづくり学級」を開催し、講演会などを行いました。

神奈川県真鶴町の美しい景観を掘り起こし、なぜその風景が良かったのかを分析する密度の濃い「美の町歩き」と「美の町工房（ワークショップ）」を実施しました。ワークショップを通じて、町を縁取る稜線の緑の重要性など、様々な気づきが生まれました。

コミュニティ真鶴や真鶴駅など、多くの人立ち寄る施設で、「美の町写真展」を実施しました。美の町工房の成果の他、中学生が見つけた真鶴の美など、写真にタイトルとその風景の良さを記載して展示し、町民の意識啓発に大きな効果がありました。また、中学生の視点から見た新鮮な発見（地場産業の再認識など）も得られました。



美の町工房ワークショップ



美の町写真展

「景観法の効果的活用を通じた良好な景観形成の推進に関する検討調査報告書（H21.3）」景観行政団体ヒアリングより

## 取組み事例：住民の視点で景観計画を考えるプロセスの重視(近江八幡市)

近江八幡市では、景観計画の策定にあたって、**地区ごとに「風景計画策定委員会」を設置し、住民の視点で景観計画を考えるプロセスを重視し素案の検討**を行いました。委員会の構成は、地区の商店街、自治会からの代表者の他、風景づくりに関わるNPOなどの活動団体の関係者も含め42名で構成しました。

伝統的風景ゾーンでは、まち歩きや、ワークショップなどを通じて、地区内の心地の良い風景を抽出し、心地よさを感じさせる風景を特徴づけるキーワードを発見するなどの取組みを行ないました、それらのキーワードをベースに風景計画の素案を作成することによって、合意形成もスムーズに進みました。

水郷風景ゾーンのワークショップでは、「隣に他所から人が越してきて建物を建てることになったら、どのような配慮をしてくれると今の心地よさが守られるか」との投げかけを行ってキーワードを抽出しました。当初、「規制があると子供たちがまちを離れる」との指摘をされた方も、回を重ねるうちに、「子供たちに地区の良さを受け継いでもらうことが大切で、素案策定後もこの委員会を何らかのかたちで存続させた方が良い」との意見を言っていただけになりました。



風景計画策定委員会の  
ワークショップ

「景観法の効果的活用を通じた良好な景観形成の推進に関する検討調査報告書(H21.3)」景観行政団体ヒアリングより

## 取組み事例：景観保全と農業基盤の整備を両輪とした合意形成(一関市)

一関市では、以前より、地域おこし、営農、景観保全などを目的とした「本寺地区地域づくり推進協議会」が設立されていたことから、合意形成は、主にこの協議会を対象に行われました。合意形成の初動期は営農支援計画の策定が前提との意見が強くあったことから、**景観計画の策定等と、営農支援計画の策定を一体にすすめるたのが良かった**とのことでした。協議会の意向もあり一軒一軒同意のハンコをもらうことになりましたが、結果的に8割程度の同意が得られました。

景観に配慮してどのように農業経営をしていくかについては、景観農業振興計画を策定して進めていますが、それ以外に農水省の農山漁村地域力発掘支援モデル事業の中に景観関係の取組みも入れています。また、大規模な圃場整備を行っていないところや土水路も多い事から、景観に配慮した景観農地保全事業(県事業5カ年計画)にも取り組んでいます。今では、用水路の保全も地元の建設業組合がボランティアで関わるなど、地域だけではなく全市的に取り組んでいこうという動きになっています。



イゲネ(屋敷林)が景観を特徴づける集落

「景観法の効果的活用を通じた良好な景観形成の推進に関する検討調査報告書(H21.3)」景観行政団体ヒアリングより



## 取組み事例：コンピュータグラフィックスを活用した形態のシミュレーション(松江市)

松江市では、市民会議で出た意見を反映した仮想景観をコンピュータグラフィックス映像で比較し、建物の高さの最高限度を検討しました。

建物の高さを3階建てにした場合  
道路から松江城を望むことができる。



建物の高さを5階建てにした場合  
建物に阻害され、松江城が見えない。



「景観情報技術の活用の手引き」より

[http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gijutsu\\_katsuyou/index.htm](http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gijutsu_katsuyou/index.htm)

## 取組み事例：現場での高さのシミュレーション（小樽市日銀行舎跡地まちづくり協議会）

小樽市の地区計画の住民提案検討では、誰もがスケールを実感できるように、現場で高さを原寸で示す取組みを行いました。周辺のまちなみとの関係などが把握でき、合意形成につながりました。



高さ10mの  
場合



高さ12mの  
場合

# 23

## 意識啓発の取組み

- 意識啓発の取組み：住民の関心があるテーマを入りに（八潮市）・・・23-01
- 意識啓発の取組み：中学生ための景観教室（宮崎市）・・・23-02
- 景観まちづくり教育・・・23-03
- 景観まちづくり教育：学校向け・・・23-04
- 景観まちづくり教育：行政向け・・・23-05
- 景観まちづくり教育：市民向け・・・23-06

## 意識啓発の取組み：住民の関心があるテーマを入りに（八潮市）

八潮市では、一般の市街地における良好な景観の形成をすすめるために、住民主体の活動母体として「八潮まちなみづくり100年運動実行委員会」を組織しています。大学と積極的に連携し、市民とのパイプ役になってもらい、家づくりセミナーなど住民の関心があるテーマを入りに住宅地景観を考える取組みを行っています。



「景観法の効果的活用を通じた良好な景観形成の推進に関する検討調査報告書（H22.3）」景観行政団体ヒアリングより

## 意識啓発の取組み：中学生ための景観教室（宮崎市）

宮崎市では、景観学習を中学校の授業の中に取り入れた「景観教室」を実施しています。実施にあたっては、宮崎市景観整備機構（（社）宮崎県建築士会）と宮崎市がタイアップし、宮崎市景観整備機構が講師派遣や授業計画の作成の協力を行うなど、学校・民間・行政の協働により授業を実施しています。



「まち歩き」  
学校周辺の商店街等を歩き、現状のまちなみを知るとともに、議論を深めながら今後の地域のあり方について考える。



「景観の提案」  
授業を通して得たものに基づいて、地域の将来の景観やまちづくりのあるべき姿についてパネルや模型を作って提案する。

# 景観まちづくり教育

良好な景観(形成)に関する意識の啓発、知識の普及等を行う「景観教育」の取組促進に向け、そのあり方の整理とりまとめと具体のツール開発を行っています。

「景観まちづくり教育」参照

<http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/index.htm>

## 行政向け

景観まちづくり教育の中心的な役割を担う行政が、住民等とともに景観まちづくりに取組むための基本的な考え方や事例集、説明資料を作成。

- ・景観まちづくり教育の手引き
- ・景観まちづくり講座事例集

## 学校向け

学校での総合学習において、景観まちづくり学習を行うためのモデルプログラムや事例集等を作成。

- ・景観まちづくり学習の手引き
- ・モデルプログラム(題材)
- ・小学校における実践事例集

## 市民向け

市民が自ら景観まちづくりについて学ぶためのリーフレットや事例集を作成。

- ・市民景観まちづくりリーフレット
- ・事例に学ぶ景観まちづくり

# 景観まちづくり教育：学校向け

## 学校での景観まちづくり教育の手引き

## 学校での景観まちづくり教育のモデルプログラム(11種類)



## 学校での景観まちづくり教育の事例集

**5 茨城県 桜川市立羽黒小学校**

**プログラム 04 地域カルタをつくろう**

**学習のねらい・学習活動・準備品・実施場所**

学習のねらい	1. 地域の歴史や文化を学ぶ。 2. 地域の特徴や魅力を学ぶ。 3. 地域を愛する心を育てる。
学習活動	1. 地域の歴史や文化を学ぶ。 2. 地域の特徴や魅力を学ぶ。 3. 地域を愛する心を育てる。
準備品	1. 地域の特徴や魅力を学ぶ。 2. 地域を愛する心を育てる。
実施場所	1. 地域の特徴や魅力を学ぶ。 2. 地域を愛する心を育てる。

なお、一般財団法人都市文化振興財団において、景観まちづくり学習モデルプログラムの中から選んだプログラムを、授業や総合学習の時間等において取り組む小・中学校に対して、費用の助成を実施しています。詳しくはHP (<http://www.toshibunka.or.jp/josei.html>)を参照。

# 景観まちづくり教育：行政向け

## 景観まちづくり教育の手引き

### 景観まちづくり教育の大きな枠組み

景観まちづくり教育を目的とする枠組みとして、大きく「景観に対する関心喚起」と「景観まちづくりに対する動機づけ」の2つのアプローチが設定できます。これらに並行的に取り進める必要があります。

#### 景観に対する関心喚起

- まずは、より多くの方々に、景観に関心を持ってもらうことが大切です。そのためには、様々な場面を利用して、講座やイベントの開催などを通じ、地域の景観の知識に紐づく機会を設けることが有効な方法です。
- やり方は様々ですが、それぞれ人の興味・関心や、日常生活に関わる身近な動機を入り口として景観に接れるように工夫をすると効果的です。
- 身の回りの清潔や緑化などの日々の暮らしに繋がった活動も、良好な景観の形成に貢献する取り組みであり、自分も景観まちづくりの担い手なのだ、という意識を持ってもらうことが大切です。その上で、対象者の関心や意欲に応じて、様々な知識を伝達していくようにしましょう。

景観や景観まちづくりの  
大切さを理解してもらおう！

様々な機会を通じて景観や景観まちづくりに対する関心を喚起する。

#### 住民等を対象として景観や景観まちづくりへの関心を高める講座やイベント等を開催

- 住民等を幅広く対象として、景観や景観まちづくりに関する講座やイベント等を開催し、地域の景観に目を向け、その重要性や意義についての理解を促進し、景観まちづくりに積極的に参加してもらうための土壌を築きます。
- 子どもを対象とする場合には、楽しんで取り組むことができます。子どもが自ら様々なことに気づくよう工夫をすることが大切です。



#### 子どもたちを対象とする小・中学校での景観まちづくり学習を促進

- 小・中学校において、学区やまちの景観や景観まちづくりをテーマとした総合学習の授業や、関連する分野に景観まちづくりを盛り込んだ各教科の授業などを打ち、年少期から景観への関心を高めることで、将来、景観まちづくりに積極的に参加してもらう土壌を築きます。
- また、保護者や地域の住民に対して、授業の支援を依頼したり学習成果を共有したりすることで、これらの人々に対する関心喚起にも繋がります。



#### 景観まちづくりに対する動機づけ

- 景観に対する関心の喚起と並行して、景観まちづくり活動に参加する動機づけを行うことが必要になります。
- できるだけ多くの人に関わってもらうためには、景観まちづくりを広く伝えることが大切です。例えば、公民館の建設協議の青年会や建設イベント、懇話・講演への参加等も、動機づけの機会として利用することが考えられます。
- まずは、実際に景観まちづくりに触れて、その楽しさややりがい、達成感を感じてもらえることが有効です。さらに、長期的には、景観まちづくりの進め方や考え方、多様な関係者の存在、自らの役割などを体系的に学んでもらうことが目標となります。

景観まちづくりの楽しさや  
重要性を感じてもらおう！

実際の活動を通じて景観まちづくりに対する動機づけを行う。

#### 行政による景観まちづくり事業を住民等との積極的な協力を取りながら推進

- 地域の景観特性を踏まえた公共施設の整備や、地域素材を用いた公共施設の建設、歴史的まちなみの整備など、行政による景観まちづくり事業を住民等との協働を積極的に取りながら推進することを進めて、様々な立場の人たちが、自らの立場で果たすべき役割や自らの立場の関係者との役割について実践的に学習する機会とします。
- 企画・設計・施工等に関わる専門家や、地域の住民、地元の花屋、造園業者など、関係者を広く集めることが大切です。



#### 住民等による主体的・創造的な景観まちづくり活動を多面的に支援

- 自治体の福祉や公園の清潔、歴史的建築物を活用した商業施設整備、景観に配慮した建築物等のデザインの実現など、住民や事業者等による景観まちづくり活動を支援し、それぞれの立場の人たちが活動を通じて、地域の特性を踏まえ、地域の構成員として果たすべき役割や、取り組み可能な活動を学ぶ機会とします。



## 景観まちづくり講座事例集の内容

### A. 教育の目的による事例のリストアップ

1. 景観・景観まちづくりに対する関心を喚起する
2. 景観・景観まちづくりに関する知識の習得を図る
3. 景観まちづくりに取り組む動機づけを行う

### B. 機会のつくり方による事例のリストアップ

1. 不特定多数を対象として情報発信する
2. 様々な分野の活動に盛り込む
3. 既存の団体・組織を利用する
4. 参加者を募集して行う

## 景観まちづくり講座事例集



## 景観まちづくり出前講座資料



# 景観まちづくり教育：市民向け

## 景観まちづくりリーフレット

市民景観まちづくりリーフレット③

景観まちづくりの  
“はじめの一歩”

ひとりで始められる  
自宅ではじめられる

※景観まちづくり教育ホームページをぜひご覧ください。  
http://www.mit.go.jp/ord/townscap/gakushu/index.htm

わたしたちも景観まちづくりはできますか？ —もちろん、できます！

景観まちづくりは、例えば古い町家や庭を持っている人だけが取り扱えるものではありません。ごく普通の住宅街やマンションに住んでいる人も、商店や飲食店、工芸店を営んでいる人も、誰もが景観まちづくりに取り組みることができるのです。景観まちづくりに関連するイベントなどに足を運んでみるのも、立派な“はじめの一歩”です。

こんなふうに始めてみよう！  
近づく人に自分の家をショーアップ！

自分の家ではじめられる景観まちづくりにもいろいろありますが、その代表的なものが、自宅の庭やベランダ、意匠などを近づく人を楽しんでもらえるようにショーアップして見せること。庭の花遣や鉢植え、ベランダのプランター、カーポート周りなどを道路から美しく見せるように工夫してあり、通り向いた出度やポスターなどに花や小物で美しく飾ってある。お庭のショーウィンドウなども同じです。これだけで、道路の景観がずいぶんと気持ちよくなるのです。



これが景観まちづくりの第一歩。一歩さきやかですが、実は、大切な一歩なんです。

第一歩を踏み出したら、その続きなんかも気になりますよね。例えば、こんなのがいいかな？



1 景観まちづくりの三箇条 まずはこの3項目に眼をつけてみましょう。

その一  
創意工夫を凝らす

それぞれのアイデアやセンスを活かして、景観まちづくりを楽しむことが大事です。せっかく景観まちづくりに取り組んでいるのだから、強りよがりにならないよう注意しながら、創意工夫を凝らして、その過程も含めて楽しむのが大切です。

その二  
こつこつ続ける

景観を磨き上げるにはそれなりの時間がかかります。景観まちづくりも“スロー”です。日々の努力の積み重ねの上に大輪の花が咲く。これは景観まちづくりにも通じます。完璧にこつこつ続けることが、クリエイティブな景観まちづくりのポイントです。

その三  
周りの人と楽しむ

仲間と景観まちづくり。楽しさ、つくられる風景の魅力も、相乗効果で倍増します。ひとりでも楽しめる景観まちづくりですが、仲間がいればおもしろい。周りの人たちと一緒にやれば、景観の魅力も果敢とどんどん大きくなるのです。

こんなふうに始めてみよう！  
景観まちづくり関連のイベントに参加！

景観まちづくりという考え方の理解を深めるには、それらに関連する集まりやイベント等を活用する事も効果的です。イベントなどで開催されている美しい景観を収めた写真展などに立ち寄った経験のある人も多いでしょう。そういった集まりだけでなく、行政が「景観巡回ツアー」や「景観パルケ」などを企画していることも多いので、そういう情報を集めて足を運んでみることも多いかもしれません。



こういうイベントがあったりするので、お住まいのまちにもあるかも探ってみよう。

◆子ども向けの景観探検講座◆

夏休みの2日、子どもたちは一人ひとりがカメラを持って、自分の住むまちを探検します。まち歩きをしたり、気づいた点をマップにしたがって歩くことで、風景の楽しさやまちづくりの楽しさを学び、景観を直観する心を育みます。得た者には「ジュニア景観士」の称号が与えられます。〔千歳市〕



◆都市景観市民フェスタ◆

オープンカフェやパルソルギャラリーなど、市民が参加する「都市景観市民フェスタ」。企画に参加した人だけでなく、通りかぎりの市民までも巻き込んで、景観について考えるきっかけを生み出しています。フェスタを楽しみながら景観について考えたり学んだりすることができます。〔千葉市〕



◆わがまち百景バスツアー◆

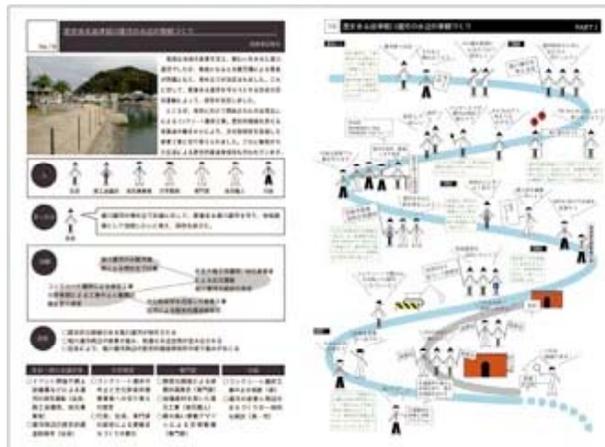
市内の魅力ある風景を市民から募集し、選定した「百景」を巡るバスツアー。民泊も十分です。この他にも、マップの作成、配布、地域の美化活動などの景観まちづくり、子どもへの授業や活用など、百景を活かしたまちづくりが盛りだくさん。〔宇都宮市〕



1 景観まちづくりには、「景観を大切にしたい」という思いを持つ人たちが欠かせません。ひとりひとりが主役となって景観まちづくりを實踐することが理想だと考えましょう。

海辺にも山側にもまちなかにも、わたしたちの身の回りにはたくさん美しい景観があります。そして、そればかりで、その風景の美しさをつくり、守り、育んでいる人たちが、景観まちづくりを實踐している人がたくさんいる、ということなのです。美しい景観は、その土地や建物の所有者や利用者、住民、観光客、ディベロッパーや職業者、都市計画家、建築家、造園家などの専門家、行政担当者など、多くの人たちの「美しい景観をつくりたい、大切にしたい」という思いを重ね合わせたものに成立しています。あなたも大切になりたい美しい景観や観望したい生活のシーンがあるでしょう。そこにあなたの思いを重ね合わせてあげれば、それがあなたの景観まちづくりの第一歩になるのです。

## 事例に学ぶ景観まちづくり



- 花とひとりでまちを彩る
  - 01 わたしの庭がまちの名所：オープンガーデンがまちと心を育む(兵庫県三田市)
  - 02 住民がボランティアで育む花の散歩道が地域の心をつなぐ(大阪府富田林市)
  - 03 住民が植えて育てて未来に伝えるあじさい街道(高知県高知市(旧春野町))

- 身近な空間を安全・快適に管理する
  - 04 条例を活かして住民が守り育てる小径——船橋小径の会(東京都世田谷区)
  - 05 みんなで落書きを消そうよ——平塚をみがく会(神奈川県平塚市)
  - 06 塀づくりに守るわがまち防災まちづくり(東京都分寺市)

- 地域資源を活かして個性ある活力を生み出す
  - 07 晩秋の風物詩・柿すだれの風景を取り戻す(長野県高森町)
  - 08 歴史を活かした温故知新の商店街リニューアル(大分県臼杵市)
  - 09 花への思いを東ねてめざす彩り豊かな庭園都市(北海道恵庭市)

- かつてのまちを支えた施設を現在のまちに再生する
  - 10 近代化を支えたノコギリ屋根工場が紡ぐ新たな活力(群馬県桐生市)
  - 11 赤れんが建造物群を再生し暮らしの舞台に(京都府舞鶴市)
  - 12 歴史ある油津堀川運河の水辺の環境づくり(宮崎県日南市)

- 歴史的なまちなみを未来につなげる
  - 13 暮らしと観光の両立を目指す歴史的街並みの保全(岐阜県飛騨市)
  - 14 住民やNPOが牽引する歴史を活かしたまちづくり(石川県加賀市)
  - 15 自然と歴史文化を見つめた詩情あふれる風景づくり(滋賀県近江八幡市)

- 質の高い公共事業・開発事業を中心に据える
  - 16 大規模工場跡地に新しいまちの顔をつくる(埼玉県さいたま市)
  - 17 豊かな景観を織り込みながらつくり育てた住宅地(東京都日野市)
  - 18 公共事業と市民の想いが駅を中心とした新しい景観を築く(宮崎県日向市)

- 01 景観まちづくりとは何ですか？
- 02 景観を楽しもう！まち歩きのおすすめ
- 03 景観まちづくりの”はじめの一歩”
- 04 みんなの力を合わせた景観まちづくり
- 05 景観まちづくりの歩み
- 06 建物はどうなルールに従って建てられているのですか？
- 07 景観法を知ろう
- 08 景観まちづくり関連法制度

# 24

## お役立ち情報

- Q&A .....24-01
- お役立ち情報サイト .....24-02
- 問い合わせ先 .....24-03
- 参考文献 .....24-07
- 景観行政団体担当者から一言 .....24-08

Q&A

これまでに国交省に寄せられた質問から

# お役立ち情報サイト

- ・国交省景観まちづくり(ポータルサイト)

[http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi\\_townscape\\_mn\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_mn_000003.html)

- ・景観緑三法

<http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/keikan/index.htm>

- ・景観法等の施行状況

[http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/database/Landscape\\_Index.htm](http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/database/Landscape_Index.htm)

- ・景観形成ガイドライン

<http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/guideline/index.htm>

- ・景観情報技術の活用の手引き

[http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gijutsu\\_katsuyou/index.htm](http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gijutsu_katsuyou/index.htm)

- ・景観まちづくり教育

<http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/index.htm>

- ・屋外広告物制度

<http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/koukoku/seido/index.htm>

- ・屋外広告物条例ガイドライン(案)

<http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/koukoku/guideline/index.htm>

# 問い合わせ先

## 国

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室  
電話番号：03-5253-8954(直通) ファクシミリ:03-5253-1593

## 都道府県

自治体名	担当部署名・担当部課	係	電話番号
北海道	建設部 まちづくり局 都市計画課	基本計画・景観グループ	011-231-4111(内29-828)
青森県	県土整備部 都市計画課	都市計画・観グループ	017-734-9681
岩手県	県土整備部 都市計画課	まちづくり担当	019-629-5891
宮城県	土木部 都市計画課	行政班	022-211-3132
秋田県	建設部 都市計画課	調整・都市計画班	018-860-2442
山形県	県土整備部 都市計画課	県土づくり担当	023-630-2581
福島県	生活環境部 自然保護課	景観担当	024-521-7251
茨城県	都市計画課	都市計画グループ	029-301-4592

# 問い合わせ先

## 都道府県

自治体名	担当部署名・担当部課	係	電話番号
栃木県	県土整備部 都市計画課	景観づくり担当	028-623-2463
群馬県	県土整備部 都市計画課	景観・都市行政係	027-226-3652
埼玉県	都市整備部 田園都市づくり課	景観・屋外広告物担当	048-830-5367
千葉県	県土整備部 都市整備局 公園緑地課 景観づくり推進室		043-223-3279
東京都	都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課	街並み景観係	03-5388-3265
神奈川県	都市整備課	景観まちづくりグループ	045-210-6209
山梨県	県土整備部 美しい県土づくり推進室		055-223-1325
長野県	建設部 建築指導課	景観係	026-235-7348
岐阜県	都市政策課	政策企画担当	058-272-1111(内3754)
静岡県	都市計画課	景観行政班	054-221-3062
愛知県	建設部 公園緑地課	景観グループ	052-954-6612
三重県	県土整備部 景観まちづくり課	景観グループ	059-224-2748
新潟県	都市政策課	広域都市政策班	025-280-5428

# 問い合わせ先

## 都道府県

自治体名	担当部署名・担当部課	係	電話番号
富山県	土木部 建築住宅課	景観係	076-444-9661
石川県	土木部 都市計画課 景観形成推進室		076-225-1759
滋賀県	土木交通部 都市計画課	景観担当	077-528-4184
福井県	観光営業部 文化振興課	景観づくりグループ	0776-20-0572
京都府	建設交通部 都市計画課	計画担当	075-414-5327
大阪府	住宅まちづくり部 建築指導室 建築企画課	景観推進グループ	06-6210-9718
兵庫県	県土整備部 まちづくり局 都市政策課 景観形成室	景観行政係	078-362-9299
奈良県	くらし創造部 景観・環境局 風致景観課	景観保全審査係	0742-27-8756
和歌山県	県土整備部 都市住宅局 都市政策課	景観・公園班	073-441-3228
鳥取県	生活環境部 景観まちづくり課	景観づくり担当	0857-26-7371
島根県	土木部 都市計画課 景観政策室		0852-22-6773
岡山県	環境文化部 環境企画課	審査・調整班	086-226-7299
広島県	環境県民局 環境保全課	環境評価・瀬戸内海グループ	082-513-2925

# 問い合わせ先

## 都道府県

自治体名	担当部署名・担当部課	係	電話番号
山口県	都市計画課	まちづくり推進班	083-933-3725
徳島県	県土整備部 都市計画課	都市計画・開発審査担当	088-621-2566
香川県	土木部 都市計画課	都市政策・計画グループ	087-832-3557
愛媛県	土木部 道路都市局 都市計画課	都市計画係	089-912-2738
高知県	都市計画課	計画担当	088-823-9846
福岡県	都市計画課	都市政策係	092-643-3712
佐賀県	県土づくり本部 まちづくり推進課	景観担当	0952-25-7326
長崎県	土木部 都市計画課	景観班	095-894-3151
熊本県	土木部 都市計画課 景観公園室	景観班	096-333-2522
大分県	企画振興部観光・地域局 景観・まちづくり室		097-506-2138
宮崎県	県土整備部 都市計画課	景観担当	0985-26-7191
鹿児島県	地域政策課	特定計画係	099-286-2424
沖縄県	土木建築部 都市計画・モノレール課	景観形成班	098-866-2408

# 参考文献

「概説景観法」(平成16年7月 国土交通省都市・地域整備局都市計画課監修)

「景観法を活かす」(平成16年12月 景観まちづくり研究会)

「建築とまちなみ景観」(平成17年1月 建築とまちなみ景観編集委員会)

「景観法と景観まちづくり」(平成17年5月 社団法人日本建築学会)

「景観まちづくり」(平成17年6月 日本建築学会)

「景観法運用指針」(平成17年9月 国土交通省・農林水産省・環境省)

「日本の街を美しくする」(平成18年2月 土田旭＋都市景観研究会)

「景観法活用ガイド」(平成20年7月 社団法人日本建築学会)

「文献政策法務と環境・景観行政」(平成20年11月 北村喜宣)

「景観まちづくり最前線」(平成21年1月 自治体景観政策研究会)

# 景観行政団体担当者から一言

- これといった景観的特徴が無い地域でも、ネガティブチェックを行うだけでも景観施策を進めて良かったと思える効果がある。
- 策定済みの景観まちづくりに関連する諸計画や、先行自治体の景観計画の内容などを参考に、まず景観計画を作成することが先決。運用しながら見直せば良い。
- 数値基準だけでなく、定性的基準も、協議を通じて事業者の意識が高まるなどの効果があり大切にすべき。
- 合意形成は、規制内容からでなく、地域資源の発掘と保全策の検討から。
- 合意形成が難しいと最初から尻込みすること無く、理想的な計画を地域や関係機関に投げかけてみることも大切。思わぬ理解が得られて良い計画になった。
- 合意形成のプロセスは、一連の取組みにストーリー性(発展的関連性)を持たせることが大切で、シンポジウムやニュースの配信を単発で行うだけでは効果がない。
- 景観ウォッチングや景観ワークショップを実施するなら、両方を組み合わせて行うのが効果的。議論の前に現地を見て確認することは重要。
- 景観計画は、わかりやすいように具体的な絵や写真で示すことが重要。
- マンセル値による色彩調査を職員でも行えるようにしないと適切な指導はできない。
- 景観計画を策定したあとも、継続的に景観意識を高める投げかけをすることが大切。